

高等教育の修学支援新制度

※日本学生支援機構給付奨学金と授業料及び入学料の減免を合わせて支援する制度

(対象学生:本科4・5年生、専攻科生)

令和2年4月から、高等教育の修学支援新制度がスタートしました。認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○認定要件:

(1)国籍・在留資格等に関する要件

- － 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2)大学等に進学するまでの期間等に関する要件

- － 高等学校等(高専3年次修了含む)を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等(4年次進級含む)に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3)学業成績等に関する基準

○4年生(編入生含む)

次のいずれかに該当すること

- ・高校等(高専1～3年次)における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4)家計の経済状況に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に4分の3を乗じて計算します

第Ⅰ区分	本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
第Ⅱ区分	本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります

○資産基準

学生及び生計維持者(2人)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない)

【授業料及び入学金の減免】

給付奨学生として採用された学生は、同様の区分に応じて授業料及び入学金の減免を受けることができます。

1. 授業料減免額

	前期減免額	後期減免額
第Ⅰ区分	117,300 円	117,300 円
第Ⅱ区分	78,200 円	78,200 円
第Ⅲ区分	39,100 円	39,100 円

※毎年 9 月に実施される適格認定により、後期の支援区分が前期と変更になる可能性があります

2. 入学金減免額

	減免額
第Ⅰ区分	84,600 円
第Ⅱ区分	56,400 円
第Ⅲ区分	28,200 円

※入学金の減免は、専攻科入学時のみ対象となります

【給付奨学金】

給付奨学金支給月額

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分(第Ⅰ～第Ⅲ区分)に応じて、下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	17,500 円(25,800 円)	34,200 円
第Ⅱ区分	11,700 円(17,200 円)	22,800 円
第Ⅲ区分	5,900 円(8,600 円)	11,400 円

※生活保護(受けている扶助の種類は不問。)を受けている生計維持者を同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となる